

白山市健康づくり宣言事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市において健康経営に主体的に取り組む事業所を健康づくり宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）に認定することで、本市の健康づくりに対する意識を高め、働き世代の健康増進を図ることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 認定の対象となる事業所は、主たる事業所が本市にあり、かつ、従業員の健康づくりに関する取組を行っているものとする。

(宣言事業所の種別及び基準)

第3条 認定の種別及び基準は、次の表のとおりとする。

種別	基準
白山市健康づくり宣言事業所	この告示に基づく認定申請を審査した結果、従業員の健康づくりに主体的に取り組んでいると認められる事業所
白山市健康づくりブロンズ事業所	白山市健康づくり宣言事業所に認定されている事業所であって、前条に定める取組の内容が当初の認定申請時より向上していると認められるもの
白山市健康づくりシルバー事業所	白山市健康づくりブロンズ事業所に認定されている事業所であって、前条に定める取組の内容が更に向上していると認められるもの
白山市健康づくりゴールド事業所	白山市健康づくりシルバー事業所に認定されている事業所であって、前条に定める取組の内容が更に向上していると認められるもの

(認定の申請)

第4条 宣言事業所の認定及びその更新を受けようとする者は、白山市健康づくり宣言事業所認定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、認

定及び更新の可否を決定し、その旨を白山市健康づくり宣言事業所認定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（推薦による認定）

第5条 事業所が加入する団体であって、健康経営に取り組む事業所に対する認定制度を有すると市長が認めるものから、第3条に定める認定基準に相当する取り組みを行っている旨の推薦があったときは、市長は、当該推薦の対象となっている事業所を宣言事業所として認定することができる。

（表彰）

第6条 表彰は、白山市健康づくりゴールド事業所を対象に、毎年1回、表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰には、予算の範囲内で記念品その他の副賞を授与することができる。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。